

国立大学法人奈良教育大学放射線安全委員会規則

平成16年4月1日  
制 定

改正	平成18年	3月29日	規則第50号
改正	平成20年	3月28日	規則第41号
改正	平成23年	3月24日	規則第22号
改正	平成24年	2月22日	規則第17号
改正	平成27年	7月29日	規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学放射線障害予防規則(平成16年奈良教育大学規則第134号)第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学放射線安全委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 放射性同位元素の使用に係る安全管理の基本方針に関すること
- 二 放射性同位元素の使用による放射線障害の防止に関すること
- 三 放射性同位元素を使用する施設の新設、変更及び廃止並びに管理に関すること
- 四 その他委員会が必要と認めたこと

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 次の各分野から互選された教員
  - ア 教育系(学校教育及び教職開発の各講座) 1人
  - イ 文科系(国語教育、社会科教育及び英語教育の各講座) 1人
  - ウ 理科系(数学教育、理科教育、技術教育及び家庭科教育の各講座) 1人
  - エ 芸体系(音楽教育、美術教育及び保健体育の各講座) 1人
- 二 放射線取扱主任者
- 三 管理責任者
- 四 保健センター保健管理医
- 五 総務課長、財務課長、施設課長

2 前項第一号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第一号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(学長への報告)

第8条 委員会で決定した重要な事項は、学長に報告する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第50号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第41号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第22号)

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。